

# 森林保険制度の普及及び森林保険加入促進に係る活動計画

令和8年4月1日

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林保険センター

## 1 森林保険制度の普及と森林保険加入促進の必要性

森林保険は、森林の火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害）及び噴火災による損害を填補する保険であり、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図ることを目的としている。これら8つの災害をまとめて備えることができる保険は、我が国で唯一、国立研究開発法人森林研究・整備機構が提供する森林保険のみである。森林に係る災害という公共性・特殊性と、独立行政法人という公的機関の立場を踏まえ、森林保険業務を効率的かつ効果的に行うとともに、安定的・永続的な運営を行っていくことが国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター（以下「森林保険センター」という。）の使命である。

森林保険の加入面積は、昭和59（1984）年度末、国が運営する森林国営保険及び全国森林組合連合会が運営する森林共済の合計241万haをピークに減少を続けており、令和6（2024）年度末時点で、51万2千haとなっている。

加入面積の低下に伴う保険料収入の減少は、森林保険業務の運営の安定性や健全性に悪影響を与えるとともに、被保険者等へのサービスの低下にもつながるものであることから、加入面積の減少傾向をまずは食い止め、近い将来に増加に転ずるよう、減少傾向から脱することを目指し、戦略的かつ計画的に森林保険制度の普及及び加入促進活動を進めていく必要がある。

本活動計画は、農林水産大臣が定めた森林研究・整備機構第6期中長期目標及び当機構が定めた第6期中長期計画に基づき、「制度の普及と加入促進」に係る活動を定めるものである。

## 2 本計画の対象期間

本計画は、第6期中長期目標期間（令和8（2026）年度～令和14（2032）年度）を対象とする。

なお、取組を進める中で明らかになる課題や成果に応じ、追加又は変更すべき取組等が生じた場合は、適宜、見直しを行う。

## 3 重点的に取り組む活動

森林保険制度の普及と森林保険加入促進にあたっては、以下の活動に重点的に取り組むこととする。

なお、I 齢級の森林は、自然災害の影響を受ける確率が高く、森林保険の活用が有効と考えられること、今後さらに主伐面積の増加が見込まれる中、再造林が推進されること、I 齢級の加入を端緒として継続加入も期待できることから、I 齢級の加入面積の拡大に取り組む。また、加入面積のうち毎年約4割が満期を迎えており、契約継続率の確保が加入面積の確保に直結することなどから、第5期中長期目標期間の平均と同等以上の契約継続率の確保に取り組む。

あわせて、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所及び森林整備センター、森林保険業務の業務委託先である森林組合系統（以下「業務委託先」という。）をはじめ、林野庁、都道府県、市町村、森林・林業関係者等と緊密な連携の下、取り組むこととする。

## (1) 森林保険制度の普及のための広報活動

森林所有者をはじめ森林・林業関係者に広く森林保険制度を知っていただき、森林保険への理解を深めていただくことで、森林保険の加入につながるよう、森林保険制度の普及のための広報活動について、以下の①から④のとおり取り組む。また、様々な手法や機会の活用により広報活動を展開・推進する。

なお、広報活動の推進にあたっては、公式キャラクターを活用し、森林保険の周知を図ることとする。

### ① ウェブ媒体の活用

森林保険センターウェブサイトについて、アクセス状況の分析を行い、掲載内容の充実及び継続的な更新、時宜を得た情報提供を行うことにより情報発信の充実を図る。また、利用者が必要な情報へ迅速にアクセスできるよう森林保険センターウェブサイトの仕様を見直し、アクセス数の更なる増加を図る。

あわせて、Facebook や YouTube による情報発信を引き続き行うほか、X等新たな媒体の活用も検討し、各特性に応じた効果的な情報発信に取り組む。

### ② 広報誌等の活用

森林保険センター広報誌「森林保険だより」（以下「森林保険だより」という。）について、加入促進活動で得られた契約者の声の紹介等、加入促進につながる誌面作りに取り組む。

森林・林業関係誌への広告掲載について、効果的な媒体の選定及び内容の工夫により、説得力のある広告内容とする。

ポスターについて、森林保険の周知拡大に資する内容を企画・作成し、森林・林業関係団体等に配布するとともに、掲示への協力を依頼する。

業務委託先が参画する各地域で行われる森林・林業関係者向けのイベントへのパネル貸出等に取り組む。

### ③ 都道府県と連携した広報活動

都道府県に対し、森林保険制度の普及に係る取組（森林保険普及事務等委嘱）を要請する。

### ④ 市町村と連携した広報活動

市町村に対し、市町村広報誌等に森林保険に関する記事の掲載を依頼する。なお、依頼をした市町村に対し、定期的にフォローアップを行う。

## (2) 森林保険加入促進活動

「森林保険加入に係る指導の徹底について（依頼）」（令和5年10月18日付け5林整計第586号林野庁森林整備部計画課長、整備課長通知）（以下「林野庁通知」という。）を踏まえ、都道府県、市町村、業務委託先等に対し、森林所有者への森林整備施行地の森林保険加入を要請するとともに、都道府県及び市町村に対し、公有林の新規及び継続加入を要請するほか、森林保険加入促進活動について、

以下①から④のとおり取り組む。なお、①、②、④については、I 齢級の森林が、自然災害の影響を受ける確率が高く、森林保険の活用が有効と考えられること、今後さらに主伐面積の増加が見込まれる中、再生林が推進されること、I 齢級の加入を端緒として継続加入も期待できることから I 齢級の森林に特に重点を置いて加入促進を図る。また、公有林や企業所有林は、前年度に保険料の予算化が必要となることから、時機を逸しないよう計画的に取り組む。

### ① 公有林に係る取組

公有林は、加入面積の約 4 割を占め、加入面積の増減に大きな影響を与えていること、公有林における森林保険加入は、森林所有者への模範となり森林保険制度の普及につながることを踏まえ、以下のア及びイのとおり取り組む。

ア 森林管理局・署や森林整備センター等と連携して、国有林野等所在市町村長有志協議会や水源林造成協議会等市町村長が出席する会議等の場を活用し、森林保険センター幹部が市町村長等にトップセールスを行う。

また、市町村や都道府県を訪問し、加入促進を図る。

これらの加入促進の際、各市町村の森林等の状況に即した加入プランを提案し、データ分析に基づく加入促進を行う。なお、当該加入促進活動を行った後、当該市町村に対し、1 か月以内を目途にフォローアップを行う。

イ 林野庁が主催するブロック会議に出席し、都道府県担当者に対し、林野庁通知を踏まえ、公有林の新規及び継続加入を要請する。

### ② 公有林以外の森林に係る取組

ア 森林・林業・環境機械展示実演会や全国森林組合連合会が主催する都市部に住む森林所有者向けの相談会等森林・林業関係者向けのイベントにおいて、森林所有者に見積もりの作成等を行う。

イ 企業等による森林づくり活動の相談窓口等関係機関と連携して、企業の森林づくりに取り組む企業や自社所有林に森林認証を取得した企業等森林及び自然環境への関心が高い企業等に対して、森林保険に関する情報提供を行う。

ウ 接点を得た企業等に対して、広報誌等による情報提供を行う。

エ 森林組合系統が組織活動として、森林保険加入を促進すべく働きかけを行う。また、森林施業プランナー等に対し、森林所有者への再生林等の施業提案にあわせて森林保険への加入を勧めるよう働きかけを行う。

### ③ 継続加入を推進する取組

ア 満期案内を送付する際に、森林の状況に基づき、契約者のニーズに合った

継続プランの提案や資料の添付など、継続契約に資する追加的な取組に努めるよう業務委託先へ促す。また、満期案内が、未送付の場合は、満期1か月前を目途に森林保険センターが業務委託先に送付を促す。さらに、満期満了日までの残存期間が1か月未満となっても連絡のない契約者に対して、継続契約の意思の確認に努めることを業務委託先に促す。

イ 契約者及び被保険者に、森林保険に加入していることを認識いただくため、定期的な情報提供に努めることを業務委託先に促す。

#### ④ 国の施策を踏まえた取組

ア 林野庁が主催するブロック会議に出席し、都道府県担当者に対し、林野庁通知を踏まえ、再造林地等の森林整備施行地の森林保険加入を基本とする取扱いについて、全国的に早期に定着するよう要請するとともに、森林整備施行地の森林保険の加入期間の延長等を要請する。

イ 林野庁通知を踏まえ、業務委託先においても、森林整備事業を行う際、森林所有者に森林保険加入の働きかけを行うよう要請する。

ウ 林野庁主催の地域林政アドバイザー向けの研修等において、市町村担当者等に、森林経営管理制度における災害リスク対応の必要性や森林保険の活用の有効性等について理解を深めてもらい、経営管理権集積計画等への森林保険の取扱い（保険料負担者、保険金受領者、保険金の用途等）の記載を要請する。

### （3）研修の実施等による能力向上

業務委託先の職員の加入促進に係るスキルの向上を図るため、以下のアからエのとおり取り組む。

ア 業務委託先の職員等を対象とした、説明スキルの向上等加入促進に係る能力向上を図る研修を実施する。

イ 一定の習熟度以上の業務委託先の職員等に対しては、ロールプレイングやデータ分析手法等を取り入れた実践的な研修を実施する。

ウ 加入促進活動を集中的に実施することが効果的である業務委託先を森林保険センターが選定し、森林保険センターと当該業務委託先の職員が協力して、地域特性を考慮した加入促進活動を実施し、当該業務委託先が加入促進を実施できるようになることを目指す。

エ 業務委託先が行う加入促進の手法や成果等の優良事例について、横展開が図られるよう取り組む。

## 重点的に取り組む各活動の年度目標

## (1) 森林保険制度の普及のための広報活動

取 組	目 標
① ウェブ媒体の活用	森林保険センターウェブサイトへのアクセス数：月平均1万回（第5期中長期目標期間平均）
② 広報誌等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林保険センター広報誌「森林保険だより」発行：年4回（第5期中長期目標期間平均）</li> <li>・広告掲載数：年7回（第5期中長期目標期間平均）</li> <li>・ポスター配布部数：年5,000部（第5期中長期目標期間平均）</li> </ul>
③ 都道府県と連携した広報活動	森林保険普及事務等委嘱都道府県数：年26県（第5期中長期目標期間平均）
④ 市町村と連携した広報活動	市町村広報誌等への掲載要請市町村数：年5市町村（新規設定目標）

## (2) 森林保険加入促進活動

取 組	目 標
① 公有林に係る取組	市町村長等への加入促進実施市町村数：年20市町村（新規設定目標）
② 公有林以外の森林に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者等に対する加入促進実施イベント数：年2回（新規設定目標）</li> <li>・企業等による森林づくり活動への加入促進において連携した機関数：年2機関（新規設定目標）</li> <li>・森林施業プランナー等への加入促進要請回数：年2回（新規設定目標）</li> </ul>
③ 継続加入を推進する取組	満期案内の際に継続契約に資する追加的な取組を行った森林組合系統の数：年5森林組合系統（新規設定目標）
④ 国の施策を踏まえた取組	国が主催する会議・研修等における都道府県担当者や地域林政アドバイザー等への加入促進要請回数：年5回（新規設定目標）

## (3) 研修の実施等による能力向上

取 組	目 標
研修の実施等による能力向上	研修実施回数：年5回（新規設定目標）